別表一の二(三)次葉
「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
※　平成26年10月１日以後に開始した連結事業年度用

連結事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

法人税額の計算

(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(40)	41	000	(41)の20%相当額	44	
連結所得金額 (40)＋(41)	42	000	法人税額 (43)＋(44)	45	

地方法人税額の計算

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の８第１項第３号」
② 「区分番号」欄:「10371」
③ 「適用額」欄:「40」欄の金額(円単位)

(注) 1　**適用額は、年800万円が上限となります。**
2　**別表一の二(三)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

課税土地譲渡利益金額	49		地方法人税の申告	確定地方法人税額	56	

「42」欄

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合
①　「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の100第１項」
②　「区分番号」欄：「10382」
③　「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)

(注) **別表一の二(三)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

この申告により…又は減少する還付請求税額 ((13)－(50))若しくは((13)＋(51))又は((51)－(25))	52	00	この申告により…地方法人税額 ((36)－(56))若しくは((36)＋(57)＋(58))又は(((57)－(37))＋((58)－(37の外書)))	59	00
連結欠損金の当期控除額	53				
翌期へ繰り越す連結欠損金	54				

別表一の二(三)次葉　平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分（平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用）

法　0301−0103−02−次